

○神戸市におけるAIの活用等に関する条例

令和6年3月29日

条例第25号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 AIの活用等（第5条—第10条）

第3章 雑則（第11条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市におけるAIの活用等に関する基本的な指針の策定、リスクアセスメントの実施、市民及び事業者によるAIの効果的な活用その他市が実施すべき責務を定めること等により、市民の権利利益を保護しつつ効果的かつ効率的な市政を推進するとともに、市民及び事業者によるAIの効果的な活用を促進し、もって持続可能な人間中心の社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） AI 人工知能関連技術（人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術）をいう。

（2） 生成AI AIを用いて、質問その他の電子計算機に対する指令に応じて当該AIの有する知的な機能の活用により得られた結果を文書、画像、音声、動画、プログラムその他これらに類するものにより自動的に回答するよう作成されたプログラムをいう。

（基本理念）

第3条 市は、AIの活用並びに市民及び事業者によるAIの効果的な活用を進めるための施策（以下「AIの活用等」という。）に関し、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）を基本とする。

- (1) 人間の尊厳、基本的人権及び社会の多様性を尊重し、人間を支援する技術としてAIを活用すること。
- (2) 個人及び社会が抱える様々な課題の解決を図り、持続可能な社会を実現するためにAIを積極的に活用すること。
- (3) 生命、身体及び財産に対する安全性及びプライバシーに十分配慮してAIを活用すること。
- (4) AIの活用が、社会に潜在的に存在する偏見及び先入観を助長し、不当な差別をもたらすことのないよう公平性を最大限確保するとともに、AIの判断についての透明性の確保に留意して活用すること。
- (5) 必要な情報セキュリティを確保してAIを活用すること。
- (6) AIが市民の権利利益に影響を与える可能性を有していることを認識し、その活用についての責任の所在を明確にして、市民に対する責任を果たすことに留意すること。
- (7) AIの効果及びリスクを適切に判断する能力を持った職員の育成に努めるとともに、市民及び事業者がAIの効果及びリスクを判断することに資する情報の提供に努めること。
- (8) AIに関する公正な競争環境の維持及び社会全体のイノベーションの促進に貢献するよう努めること。

(市の責務)

第4条 市は、AIが安全かつ効果的に活用される社会の実現に資するため、前条に定める基本理念にのっとり、AIの活用等を実施する責務を有する。

第2章 AIの活用等

(基本指針の策定)

第5条 市は、市のAIの活用等に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 本市におけるAIの活用に関する基本的な事項
- (2) 次条第1項に規定する評価及び検討(以下「リスクアセスメント」という。)に関する事項として次に掲げるもの

ア リスクアセスメントを実施する処分その他の行為（以下「処分等」という。）の範囲

イ リスクアセスメントの項目、手法その他のリスクアセスメントの実施に関する基本的な事項

(3) 市民及び事業者がAIを効果的に活用するための施策の実施に関する基本的な事項

(4) 神戸市立の学校における、AIを適正に活用するための教育に関する基本的な事項

(5) 第9条第1項に規定する市に協議し、その同意を得なければならない業務及びAIの機能の範囲

(6) 前各号に掲げるもののほか、本市におけるAIの活用等に関し必要な事項

3 市は、基本指針を定めるに当たっては、この条例及びAIに関する法令その他のAIに関する制度が全体として調和が保たれたものとなるよう努めるものとする。

4 市は、基本指針を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 市は、AIの進展及びAIに関する制度、環境その他の社会情勢の変化を勘案し、必要があるときは、基本指針を変更しなければならない。

6 第3項及び第4項の規定は、前項に規定する基本指針の変更について準用する。

(リスクアセスメント)

第6条 市は、次に掲げる処分等のうち、前条第2項第2号アに該当するものとして基本指針に定めるものにAIを活用するに当たっては、当該活用について、あらかじめ、当該AIの活用が市民の権利利益に影響を与える可能性及びその大きさを評価し、行政運営を効率化しつつ市民の権利利益に与える危害を可能な限り低減するための手法を検討しなければならない。

(1) 行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に定める処分（ただし、同法第3条第1項に定める処分及び同条第2項に定める行為を除く。）

(2) 神戸市行政手続条例（平成8年3月条例第48号）第2条第3号に定める処分（ただし、同条例第3条に定める行為を除く。）

(3) 神戸市民の意見提出手続に関する条例（平成16年3月条例第57号）第2条第4号アに定める政策案等に関する事務

(4) その他市民生活に重大な影響を与えるおそれがあるもの

2 公益上、緊急を要するものにAIを活用する必要があるため、リスクアセスメントを実施することが困難であるときは、前項の規定は適用しない。

3 市は、前項の規定によりリスクアセスメントを実施しないときは、当該AIの活用開始後速やかに第1項の規定に準じた評価及び検討を行うよう努めるものとする。

（生成AI等を活用する場合の責務）

第7条 市長は、安全性が確認されたものとして別に定める場合を除き、本市の機関等（本市又は本市の機関（議会を除く。）をいう。）の職員が職務上知り得た情報のうち神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）第10条各号に掲げる情報を含む指令を、生成AIその他これに類するもの（以下「生成AI等」という。）に対して与えないよう措置しなければならない。

2 神戸市議会基本条例（平成24年6月条例第4号）第7条及び第9条の趣旨を踏まえ、市長その他の執行機関は、議会に対し説明を行う場合において生成AI等を活用するときは、その判断に委ねることなく、自ら責任を負って説明を行わなければならない。

（市民及び事業者によるAIの効果的な活用）

第8条 市は、市民及び事業者がAIを効果的に活用できるよう、AIの活用に関する広報活動、事業者に対するAIの活用に関する助言、AIを適正に活用するための教育を通じたAIに関する知識の着実な普及その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（受託事業者等の責務）

第9条 市の処分等に関する事業について請け負い、又は委託を受けた者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定を受けた者を含む。以下「受託事業者等」という。）は、当該事業（以下「受託事業等」という。）のうち第5条第2項第5号に該当するものとして基本指針に定めるものに同号に該当するものとして基本指針に定める範囲の機能を有するAIを活用しようとする。

するときは、あらかじめ、市に協議し、その同意を得なければならない。

- 2 受託事業者等は、受託事業等処理するに当たって知り得た情報のうち神戸市情報公開条例第10条各号に掲げる情報を含む指令を、生成AI等に対して与えようとするときは、あらかじめ、市に協議し、その同意を得なければならない。

(神戸市AI活用アドバイザー)

第10条 市長は、本市におけるAIの活用等について助言を求めため、AIに関する技術、法律等に関して優れた識見を有する者を神戸市AI活用アドバイザーとして任命することができる。

- 2 神戸市AI活用アドバイザーは、非常勤とする。
- 3 基本指針を定め、又は変更しようとする場合、リスクアセスメントを行う場合その他本市におけるAIの活用等を検討する場合において、必要があると認めるときは、神戸市AI活用アドバイザーの意見を聴くことができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、神戸市AI活用アドバイザーに関し必要な事項は、市長が定める。

第3章 雑則

(施行細目の委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第9条の規定は、令和7年4月1日以後に締結する契約について適用する。

(準備行為)

- 3 この条例を施行するために必要な神戸市AI活用アドバイザーの任命その他の準備行為は、この条例の施行前においても、この条例の例により行うことができる。